神戸市住宅宿泊事業法消防法令適合状況チェックシート

消防法令適合通知書の交付申請にあたっては、あらかじめ次の事項について確認してください。

届出住宅の名称		;								
届出住宅の	所在:	也								
申請者確認欄								※消防署確認欄		
事前に保健福祉局へ確認しましたか?										
(住宅宿泊事業の実施を制限している区域・期間の確認)										
消防法令適合通知書交付申請にあたり、次の書類を用意してください。										
(提出済みの書類を除く。)										
	消防法令適合通知書交付申請書									
(建	梁问	同意事務等処理規程様式第18号の3)								
□ 防	防火対象物使用開始届出書(神戸市火災予防規則様式9号)									
	出住	出住宅を含む防火対象物の消防用設備等点検結果報告書の写し								
		法第17条の3の3により点検をしなければならないものに限る。)								
)写し							
		法第8条の2の2により点検をしなければならないものに限る。)								
	その他消防の調査に必要となる書類 (消防用設備等(特殊消防用設備等)設置届出書、その他)									
申請部分の				17 F	以巨/田山 目 、 C **	/ 165/				
防火対象物全体の延べ面積 m²										
届出住宅部分の床面積 m²										
宿泊室の床面積の合計						m²				
			※田冷如	⇒ (消防署記入欄)					
当初の	_	1	を宿泊させる間、住宅宿		1日1974日日771周7					
用途			白事業者が不在となるか	宿	泊室の面積の合計	用途判定				
			不在とならない		50 ㎡以下		住宅			
住宅		不			50 ㎡を超える		(5)項イ			
		不	在となる				(5)項イ			
共同住宅等		不	不在とならない		50 ㎡以下		(5)項口			
					50 m ² を超える		(5)項イ又は(16	5)項イ		
		不	在となる	□ (5)項イ又は(10			3)項イ			
※一般住宅の場合は棟(建物)単位で、共同住宅の場合は住戸単位で家主住宅宿泊事業者が不在とならない場合										

チェックシート記入者名							
	年	月	日				
消防	()			

申請者確認欄					
1 住宅宿泊事業者の居住状況					
□ 居住する (火災発生時は初期消火や避難誘導を行う)					
□ 居住しない					
2 防火管理体制(消防法第8条関係)防災管理体制(消防法第36条関係)					
□ 建物全体に防火管理者の選任が必要					
□ 建物全体に防災管理者の選任が必要					
□ 必要な場合、防火管理者及び防災管理者の選任状況について確認した					
防火管理者名()防災管理者名()					
□ 建物全体の収容人員が30人未満であるため、防火管理者は不要					
3 避難上必要な施設等避難施設等(消防法第8条の2の4関係)					
□ 避難経路(廊下、階段等)に避難上支障となる物品が存置されていない					
□ 防火戸の閉鎖障害となる物品が存置されていない					
4 防炎物品の状況(消防法第8条の3関係)					
□ 使用している防炎対象物品は防炎性能を有している(防炎マークあり)					
□ じゅうたん □ カーテン □ 布製ブラインド □ その他()					
□ 防炎対象物品はない					
5 こんろ、給湯湯沸設備等の火気使用設備の状況(消防法第9条・神戸市火災予防条例第3章関係)					
□ 火気使用設備と周囲の可燃物との適切な離隔距離を確保している					
□ こんろ □ 給湯湯沸設備 □ 乾燥設備 □ その他()					
□ 火気使用設備は設置されていない					
6 住宅用火災警報器・消防用設備等の設置状況(消防法第9条の2・第 17 条関係)					
□ 住宅用火災警報器(住宅宿泊事業者が不在とならない場合のみ)					
□ 自動火災報知設備 ・ 特定小規模施設自動火災報知設備					
□ 消火器 □ 避難器具等 □ 誘導灯					
□ その他の設備(
7 消防用設備等の点検実施状況(消防法第 17 条の 3 の 3 関係)					
□ 消防用設備等の点検は適切に実施し,所轄消防署に報告されている					
前回報告年月日 (年月日)					
□ 防火対象物点検は適切に実施し,所轄消防署に報告されている					
前回報告年月日 (年月日)					
□ 以前は専用住宅であったため各種点検報告はされていない					
8 避難経路図の掲示等(住宅宿泊事業法第6条・神戸市火災予防条例第47条関係)					
□ 届出住宅の見やすい箇所に避難経路図を掲示している					
□ 届出住宅に非常用照明器具を適切に設置している					
□ 宿泊室に携帯用電灯を備えている					
9 住宅宿泊事業を行う上での建物所有者等への確認					
□ 所有者等へ確認を行った(所有者等の連絡先)					
□ 申請者が所有者である					